久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　貴志　信雄

久喜市条例第２８号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例（平成２２年久喜市条例第１６９号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項ただし書中「久喜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「久喜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改め、同条第３項第１号中「記録されているものに限る。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。